

計量法施行規則第77条

次に掲げる事項について記載した帳簿を事業所ごとに備えなければなりません。

1. 計量士が当該事業所で使用する特定計量器について、定期的に検査を行った年月日
2. 検査を行った計量士の氏名、登録番号および計量士の区分
3. 検査を行った特定計量器の種類および数並びにその検査の結果および行った措置の内容

《 上記の帳簿の記載において必要と思われるものの例 》

(1) 基準器等および検査設備を管理する帳簿

検査年月日、検査結果、有効期間、基準器検査成績書番号、管理する計量士の氏名、保守管理方法など

(2) 使用する計量器を管理する帳簿

・ 計量器管理台帳

店名（社名）、計量器の種類、ひょう量、目量、製造番号、管理番号、購入年月日、検定年月日、メーカー、使用場所など

・ 検査成績の記録

検査年月日、検査の種類、判定、不合格理由、処置、検査者など

・ 計量器検査一覧

名称、住所、検査年月日、計量士（氏名および押印など）、検査を行った計量器の種類（種類、ひょう量、目量、器物番号、メーカー、結果および措置、使用場所）

(3) 合格証紙（ステッカー）の受け払い等の帳簿

受入枚数、貼付枚数、残枚数

(4) 量目管理台帳（製造工程中の製品計量を含む。）

検査年月日、商品名、部署や部門、作業員、量目検査の結果（総量、風袋、実量、表記量、呼称量、過不足量）、検査の事項（結果、処置、実施者）

これらの帳簿は最終の記載の日から起算して、3年間保存しなければなりません。